

入会手続概略

書類受理



面接

*登録換による入会申請の方で、面接審査を行う場合は、当会から事前にご連絡します。
面接を行わない場合は、特にご連絡はしません。



入退会審査調査会



東弁常議員会

↓ 進達

日弁連担当主査理事による決裁又は日弁連常務理事会

*登録換については、日弁連常務理事会での審査ではなく、担当主査理事の決裁となります。



登録換承認又は不承認

*登録換が承認されるまでは、現所属弁護士会会員です。

※書類提出は準備の都合上、期限厳守でお願いいたします。

2022年度登録換え入会スケジュール

書類提出期限	調査会・面接	常議員会	登録換え入会予定日
4月28日(木)	5月19日(木)	6月7日(火)	6月14日(火)
5月31日(火)	6月23日(木)	7月7日(木)	7月29日(金)
6月30日(木)	7月20日(水)	7月27日(水)	8月16日(火)
7月29日(金)	8月19日(金)	9月6日(火)	9月13日(火)
8月31日(水)	9月20日(火)	10月4日(火)	10月14日(金)
9月30日(金)	10月14日(金)	11月7日(月)	11月30日(水)
10月31日(月)	11月21日(月)	12月5日(月)	12月27日(火)
11月30日(水)	12月14日(水)	1月11日(水)	1月31日(火)
12月23日(金)	1月18日(水)	2月13日(月)	2月28日(火)
1月31日(火)	2月21日(火)	3月6日(月)	3月14日(火)
2月28日(火)	3月15日(水)	3月23日(木)	3月31日(金)
3月31日(金)	未定(4月中)	未定(5月中)	未定(6月上旬頃)

※入会予定日は最短を記載しております。予定日以降であれば日付指定ができます。

※面接は全ての方が対象ではありません。実施する場合は、ご連絡いたします。

当会の手続が終了した後、日弁連での審査又は決裁となりますが、月によっては結論までお時間をいただくことがありますので、ご了承ください。

問合先：〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6階

東京弁護士会事務局会員課 TEL 03-3581-2203

東京弁護士会登録換入会手続案内（他会→東弁）

(1) 書類の提出先 東京弁護士会事務局会員課 入退会審査調査会係

◆申請書類を持参される場合は、書類に捺印した印鑑をお持ちください。

※ 窓口で書類を提出される場合、内容の確認が必要ですので、必ず16時までには窓口にお越し下さい。

(2) 書類記入上の注意

◆書類は、申請者本人が作成してください（記載が不明瞭な場合は、修正をお願いする場合がありますので、ご注意ください）。

◆氏名・本籍は、省略等せず戸籍どおりに記入してください。

◆全ての書類の住所は、弁護士名簿登録換え請求書の新住所欄に記入したものと同一住所を記入してください。

◆事務所、住所欄の携帯電話番号の登録は不可。固定電話がない場合は、空欄にしてください。入会申込書については、「□なし」にチェックを入れてください。

◆書類の日付は、当会への書類持参日（＝当会での書類受理日）としてください。

ただし、弁護士名簿登録換え請求書・弁護士名簿登録換え届出書の日付は、現所属会に提出された日付のままご提出ください。

※郵送でご提出の場合は、入会申込書、履歴書、誓約書、質問事項書の書類の日付は必ず空欄にしてください。

◆印鑑（訂正印を含む）は、全ての書類で同一の印鑑を使用してください。

(3) 申込用紙（同封書類）

※弁護士名簿登録換え請求書及び弁護士名簿登録換え届書は、現在の所属会からお取り寄せいただくか、日弁連HPの会員ページよりダウンロードください。

提出書類	部数	注意事項等
①入会申込書	1部	<ul style="list-style-type: none">・記入内容は全て弁護士名簿登録換え請求書と統一する。・紹介者会員（当会会員に限る）がいる場合は、署名及び捺印をもらう。紹介者会員がいない場合は、空欄で結構です。・<u>事務所、住所欄の携帯電話番号の登録は不可。固定電話がない場合は、空欄にしてください。入会申込書については、「□なし」にチェックを入れてください。</u> <p>【職務上の氏名を使用されている先生方へ】 氏名の欄には登録名と職務上の氏名を両方併記していただきますようお願いいたします。なお、署名欄は職務上の氏名で記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・日付は、東京弁護士会に書類を提出した日（郵送の場合は空欄のまま）
②弁護士名簿登録換え請求書（日弁連・東弁用／複写式）	2部	<ul style="list-style-type: none">・氏名は戸籍どおりに記入（旧字・異体字等の省略不可）・本籍は番地等を「-」等で省略せず戸籍どおりに記入・2枚目にも押印・事務所住所の空欄は不可・他の弁護士と事務所を共にする場合、事務所名称及び事務所住所等

		<p>の表記を統一する（※日弁連ホームページ「弁護士情報検索」で確認可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内弁護士になる場合、企業名は事務所名の欄ではなく、「マンション・ビル名」の欄の後に記入する（企業は法律事務所ではないため）。 ・ 事務所及び自宅の電話番号：携帯電話の電話番号は登録不可。固定電話がない場合は空欄とする ・ 自宅住所は登録換予定日時点での住所を記載してください。まだ決まっていない場合は提出時点での自宅住所を記載してください。空欄は不可。その場合は、登録換完了後に別途登録事項変更届で自宅の住所変更が必要です。なお、手数料として2,000円かかりますのでご了承ください。 ・ 登録換手続中に引越先が決まった場合は、ご連絡ください。手続きの進行状況にもよりますが、変更が可能な場合もあります。その場合は書類に使用した印鑑をお持ちの上、ご連絡をいただいた日に必ず来会をしてご訂正をお願いすることになります。
③ 弁護士名簿登録換え届書（申込時点における所属弁護士会会長印の捺印があるもの） （日弁連・東弁用／複写式）	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2枚目にも押印
④ 誓約書 （日弁連・東弁用／複写式）	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本籍は番地等を「ー」等で省略せず戸籍どおりに記入 ・ 住所は弁護士名簿登録換え請求書と同一にする ・ 日付は、東京弁護士会に書類を提出した日（郵送の場合は空欄のままにすること） ・ 2枚目にも押印
④ 履歴書（東弁書式）	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本籍は番地等を「ー」等で省略せず戸籍どおりに記入 ・ 写真を所定欄に貼付（縦4cm×横3cm、スナップ写真やプリンター印刷は不可。白黒・カラーいずれも可） ・ 学歴は大学（学部・学科）卒業日及び大学院・法科大学院修了日、司法試験（旧司法試験の場合は第二次試験）合格日、司法修習終了日を記入 ・ 職歴は入社日、退社日を記入。 <u>また、弁護士登録日、所属弁護士会、所属法律事務所を正確に記入。</u> <u>※登録日や入会日が不明な場合は、現所属会に確認をお願い致します。</u> ・ <u>賞罰がない場合は、「なし」と明記。</u> 罰（刑事処分や公務員としての懲戒処分、注意処分）がある場合は、罰を受けた年月日、内容（罰条又は罪名）、処分（罰金の場合はその額）を記入 ・ 日付は、東京弁護士会に書類を提出した日（郵送の場合は空欄のままにすること） <p>【職務上の氏名を使用されている先生方へ】</p>

		氏名の欄には登録名と職務上の氏名を両方併記してくださいませようお願いします。なお、署名欄は職務上の氏名で記載してください。
●上申書	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事処分・保護観察処分、公務員としての懲戒処分、過去に弁護士登録していた際または登録時に懲戒処分のある方は、履歴書の賞罰欄に記載のうえ、上申書を2通（日本弁護士連合会会長宛1部、東京弁護士会会長宛1部）提出してください。※日付けは作成日を記入してください。 罰の事実の内容及び情状等参考になる事情を記載してください。 特に所定の書式はありませんので、ご自分で作成してください。
⑤質問事項書	1部	各欄にもれなく記入 ＊再登録の際は、前回の退会理由も忘れずにご記入下さい。 ※レンタルオフィスの場合、必ずその旨記載してください。
⑥連絡先回答書	1部	メールアドレス、携帯電話番号の誤記に注意して下さい。

(4) 添付書面・書類

提出書類	部数	注意事項
①戸籍謄本、戸籍抄本 又は氏名・本籍・生年月日の記載がある戸籍記載事項証明書のいずれか	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・原本（コピー不可） ・入会申込書類提出日前3ヶ月以内に交付されたもの ・日本国籍を有しない方は、外国住民に係る住民票の写しの提出をもってこれに代えます。 ◆現所属会に届出されている本籍地と登録換え請求書記載の本籍地が異なる場合は、原本2部（1部：日弁連用）を提出ください。
②身分証明書 (破産手続開始の決定を受けていないことの証明)	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・原本（コピー不可） ・入会申込書類提出日前3ヶ月以内に交付されたもの（本籍地のある市区町村で取得ください） ・日本国籍を有しない方は、「誓約書」（弁護士法7条4号・5号に該当しない旨）をもってこれに代えます。用紙は、入会申込時に別途お渡ししますので、お申し出ください

(5) 費用

・登録料及び入会金は、振り込みまたは入会申込時に現金で納入してください。

登録換手数料 5千円

入会金 3万円（元当会会員は半額）

◆以下の場合、**入会金減免申請（書式あり）**ができますので、お申し出ください。

- ①当会会員が他会に登録換え、日弁連が設置又は支援する公設事務所に入所し、その退所後、登録換により再入会する場合
- ②当会会員が、法テラス常勤スタッフ弁護士として他会に登録換え、常勤スタッフ弁護士としての地位を失った後、登録換により再入会する場合

(6) その他

次に該当する方は、弁護士登録換承認後、速やかに事務局会員課までお問合せください。

- ① 企業内弁護士になる方は、弁護士登録換承認後、「営利業務従事届出」を提出。
- ② 公職に就任される方は、弁護士登録換承認後、「公職就任届」を提出。
- ③ 弁護士法人に所属する方は、弁護士登録換承認後、別途、弁護士法人から「弁護士法人の変更届出書」の提出が必要です。弁護士法人に対して、一言お声がけをお願いします。
- ④ 弁護士登録後に弁護士法人を設立される場合は、入会申請時に法人設立スケジュールを2通提出してください。
- ⑤ 新しく事務所を設立される場合は、事務所名の由来について簡単なメモを作成し、添付してください。

<ご参考：登録換え入会と懲戒手続きについて>

登録換え入会書類を当会提出時に、現弁護士会及び日弁連にて綱紀・懲戒に係属中の場合は、登録換え入会の請求（申請）ができません。

「懲戒の手続きが終了（処分の通知が対象弁護士に送達された時）した」後、登録換え入会書類を当会に提出して下さい。（弁護士法62条第1項）

以上